

ミャンマー・モーニョ瞑想裁判 (1983) の判例

平 木 光 二

はじめに

旧ビルマ連邦時代の 1980 年, The Procedures of the Settlement of the Vinaya Dhammakamma Adhikarana Disputes Act が施行され, 宗教紛争を処理するサンガ裁制所制度¹⁾が発足した。

本稿では, 1983 年にサンガ裁判所最高裁第 7 号法廷において争われたモーニョ裁判とよばれる瞑想 (samatha, vipassanā) に関する最高裁判例を宗教省から刊行されている訴訟記録 ‘Moe Nyo <Myauk Okkalapa>Vāda Vinicchaya,’ (Dep. for Religious Affairs, 1983) から紹介する。

1. モーニョ裁判

(1) 事実の概要

モーニョ (Moe Nyo) とは被告 U Thūriya (法名) の通称で, ヤンゴン管区北オウカラッパ・モーニョ僧院の上座仏教僧であった。かれはモーニョカマタン振興協会を設立し, 各地で講演活動や瞑想指導をおこないモーニョ式の瞑想 (カマタン) を広めていたが, かれの瞑想論にたいして僧俗のあいだから疑義を唱える声が噴出し, ついには告発文書が内務・宗教省に送付されるに及んで事件はサンガ裁判所の裁定に委ねられることになった。

ヤンゴン管区サンガ裁判所は四波羅夷に抵触するおそれがあるとみて審理を開始し, 1981 年²⁾ 11 月 20 日, 被告 U Thūriya に対して非浄 (asuddha) の判決を言渡して還俗処分とした。ところがウー・トゥンシェイン (還俗名) は判決を無視して, その後も黄衣を着用して法を説き在家に資具の布施を要求していた。そのため, 北オウカラッパの Vicāradhammasāmi ら比丘 3 名が原告となり最高裁判所に提訴した。連邦サンガ大長老会議はこれを受けて 1983 年 5 月, 第 7 号法廷を構成する 5 名の仏教僧裁判官³⁾を任命し審理を開始した。

(2) 裁判の争点

本件は、被告モーニョの著書・法話などに説かれる、①止観 (samatha・vipassanā)、②遍知 (pariññā)、③八聚 (aṭṭhakalāpa)⁴⁾、④四界 (catudhātu)、⑤邪見 (micchā-ditṭhi)、⑥識 (viññāṇa)、⑦法と眼界 (dhamma・manodhātu)、⑧随眠 (anusaya)、⑨無常相 (aniccalakkhaṇa) などの仏教の基本概念に関する解釈の合法性をめぐる争われた言諍 (vivādādhikarṇa) である。

本稿では紙幅の都合により、以上9つの争点のうち、主たる争点である samatha・vipassanā の解釈をめぐる第1番目の争点①に焦点を絞って検討する。

争点①に関する原告の主張 (op. cit. pp.15-24) はつぎのとおりである。

- 1) 被告は、瞑想修行を始めるにあたっては、samatha と vipassanā を区別しないと、samatha を vipassanā と取り違えて samatha 行に終始してしまって道 (magga) も果 (phala) もえられなくなってしまうといい、また vipassanā を実践しないことには道果をうることはできないと主張しているが、これは Theravāda の教えに反する。
- 2) 被告は、ārammaṇa がうろつきまわらないように一つの対象にたいして意識が落ち着くとき、この防御のことを sila、また意識が落ち着いていることを samādhi とする解釈をとり、これらの sila と samādhi という2つの結果をうみだす修行のことを samatha と称しているが、これは Theravāda の教えに反する。
- 3) 被告の見解によれば、vipassanā とは、samatha 行の実践によってえられた sila と samādhi にもとづいて、観慧 (vipassanāpaññā) を生じさせるべく、一瞬一瞬生起する五蘊を慧 (paññā) で洞察し、智 (ñāṇa) で熟慮して観察する行為をいうとするが、五蘊を観察する行為だけを vipassanā とみなすのは Theravāda の教えに反する。

これに対して、モーニョは、5月24日に提出した答弁書 (op. cit. pp.142-143) のなかでつぎのように反論・釈明した。

私の考えでは、ārammaṇa がうろつきまわらないように守ることが sila であり、sila によって静まった心に汚れが侵入できないほどに清らかな意識が確立するとき、それが samādhi である。そして sila と samādhi という果を得るように精励することを samatha という。この samatha 行によってえられた sila と samādhi にもとづいて、五蘊が無常、苦、無我と見、知ることができるように修行することを vipassanā といつているのであり、以上より samatha と vipassanā は同じではないし、sila から samādhi が生じるというのが私の見解である。

(3) 裁判所の判断

- 1) samathayāna・(suddha) vipassanāyāna について

vipassanā だけが magga・phala をうる方法であって、samatha ではそれらがえら

れないので実践に値しないとする被告の samatha, vipassanā 観に対して、法廷は、bhāvanā には古来より samatha にもとづいて修行する samathayāna⁵⁾ という方法と、いま一つは samatha にもとづかず修行の最初の段階からいきなり五蘊を観察して vipassanā だけを修行する (suddha) vipassanāyāna⁶⁾ という2つの瞑想方法が併存していたとの説を紹介し、その修行方法⁷⁾ についても詳しく提示したのち、であるからして、被告には samathayāna という方法論の存在を看過している過失が認められるばかりでなく、被告の主張は、samathayāna の方法によっても Nibbāna に至ることが可能で magga, phala をうることができるとする仏説にも反している⁸⁾ との判断を示した。(op. cit. p.173)

2) sila・samādhi の解釈について

ārammaṇa がうろつきまわらないように注意してまもることが sila であるとする被告の解釈には、ārammaṇa と ārammanika の混同がみられると法廷は指摘したうえで、sila とは身体や言葉による行為の汚れを離れること (virati) をいい、samādhi とは心が一つの対象に集中している状態のこと (ekaggatā) をいうとする見解を示した。(op. cit. p.180)

3) sila と samatha の因果関係について

sila と samatha の因果関係について、samatha を原因、sila と samādhi をその結果とみる被告の解釈に対して、Anguttara Nikāya などの所説によれば、戒律を正しく守っていること (sīlavissudhi) によって、心が清らかになる (cittavisuddhi) という samatha を増大させることができるとするのがパーリ上座仏教の伝統的解釈であるとして、いずれが因で果であるかといえば、sila が原因で samatha が結果であるとしなければならないとの判断を示した。(op. cit. pp.180-181)

2. 判決要旨

判決の言渡しは1983年7月4日、Kaba Aye, Aparagoyana Kyaunsaung において行われた。争点①の判決要旨 (op. cit. pp.244-245) と主文 (op. cit. pp.249-250) はつぎのとおりである。

被告は、1) samathayāna・(suddha) vipassanāyāna という2種類の瞑想方法のうち、samathayāna の方法を看過している、2) samatha では magga も phala もえられないとする謬見を唱えている、3) sila と samatha の解釈を誤っている。

よって被告モーニョの説は非法 (adhammavāda) であるとする判決を言渡した。またその著作物、法話のテープ等についても非法であるとして禁菸処分を命じた。

判決の言渡し後、モーニョは自認書 (paṭiñṇā) に署名し、本件は結審した。

3. おわりに

ミャンマーでは1954年から3年間にわたって開催された第6結集を契機として、瞑想(ヴィパツクナー)にたいする国民の関心が喚起され、多くの人々が瞑想修行(bhāvanā)にとりくむようになった⁹⁾。しかし在家者を指導するいわゆる瞑想指導僧が依用する方法論はどこの瞑想施設でも同じというわけではない。指導僧の学識や個性の違い、師承の系譜¹⁰⁾などを反映して実践方法がその細部で異なっている。そしてモーニョのような瞑想指導僧の出現を許した背景には、教理部門(pariyatti)は17世紀に導入されたパーリ試験によって国家・サンガの管理下におかれることになったのに対して、実践部門(paṭipatti)である瞑想はその性格上統制の対象になりにくく国家・サンガの統制を免れてきたという歴史がある¹¹⁾。

本稿でとりあげたモーニョ裁判は、こうした中であって、サンガ裁判所という名の公権力が瞑想指導者の瞑想理解にたいして一定の判断を下して瞑想実践の領域に一步踏み込む姿勢をみせたおそらく最初の裁判事例であり、この意味で本判例のもつ意義は大きい。

-
- 1) サンガ裁判所制度については、拙稿「ミャンマーの宗教法制と simā 裁判(1986-1988)の判例」『パーリ学仏教文化学』第10号、1998参照。
 - 2) 同裁判記録の他所(p.4)では1982年となっている。
 - 3) 裁判長:Vepullābhivaṃsa(法臘50, マンダレー Div.), 裁判官:Candobhāsa(40, バゴー Div.), Nandavaṃsa(48, ザガイン Div.), Jotika(38, モン State), Tilokasāra(38, マンダレー Div.)
 - 4) 地・水・火・風・色・味・香・食の8つの構成要素をいう。
 - 5) 定の観点から samathayāna・vipassanāyāna の問題を扱った最近の研究に、金宰晟「清浄道論における刹那定と近行定—Samathayāna と Vipassanāyāna の接点—」『インド哲学仏教学研究』3号、1995がある。
 - 6) ミャンマーではこの方法が今日最も一般的な瞑想方法として普及している。しかしこの方法では samatha 行を経ないために、近行定(upacārasamādhi)や安止定(appanāsamādhi)が生じないので心が清らかにならないのではないかと不安を訴える修行者が現地の人々のあいだでも少なくないらしいが、その疑問に答える形で、欧米をはじめ南ア共和国など世界各地に招かれて vipassanā の指導にあたっているチャンメイ瞑想センターの Janakabhivaṃsa 長老は「そうではないことは自分でやってみればわかる」とその著書(“Yogithibwe Athwedwe” 1992, pp.51-52)の中で明言している。

また前出の金論文で問題視している刹那的のみ存続する刹那定(khaṇikasamādhi)

について、本法廷ではとくに言及がなかったが、おなじく Janakabhivamsa 長老によれば、vipassanābhāvanā で名色を観察している過程で刹那定がえられ、この定によって近行定と同等の平静さがえられるので、汚れ (nīvaraṇa=kilesa) が侵入できないほど心は清らかになるのだと説明している。

- 7) 法廷が説示した samathayāna の方法 (ここでは samatha の対象である 40 業処の一つ地遍を例にして説明をすすめている) を要約すればつぎのとおりである。地を肉眼で見たのち心に何度も土、土と念想をくり返す。すると眼を閉じていても肉眼で見ているかのごときイメージが現われてくる。この把持相 (uggahanimitta) と呼ばれるイメージを常住坐臥念想し続けていると、感覚的欲望 (kāmacchanda) とか敵意 (vyāpāda)、怠惰・無気力 (thinamiddha)、落ち着きのなさ・後悔 (uddhaccakkukkuca)、疑心 (vicikicchā) といった汚れ (nīvaraṇa) が現われて心をかき乱すが、なおも土、土と念想し続けると、ついには汚れた把持相が変じて清らかな相すなわち似相 (paṭibhāganimitta) となる。その似相が現われると同時に心も愛欲等の汚れから清らかになるのだとされる。そしてなおも似相に集中しつづけると心が静まってくる。その状態を近行定 (upacārasamādhi) といい、この近行定によってなおも似相に心をとめつづけると、その人の心はその似相のなかにあたかも入っているかのように平静となる。それが安止定 (appanāsamādhi) といわれる定である。ただし、智 (ñāṇa) が強い瞑想者の場合には近行定から安止定に達して色界の初禪があらわれるが、智が弱い瞑想者の場合には精励しないと似相がこわれて近行定に後退してしまうとされる (Boudhabada Kaung Thiyauk, DPPS. 1991, p.501).

以上でのべた samatha 行で近行・安止定に達したのちにそれにひきつづいて vipassanā 行に移行する方法が samathayāna と呼ばれる修行方法である。

- 8) 訴訟記録には典拠が明示されていないが、たとえば、AN, vol. II, p.157 (=Paṭṣ, vol. II, pp.92-103.) などの経文を想定していると推定される。
- 9) International Theravada Buddhist Missionary University の開校式 (1998.12.9) でのキンニョン第 1 書記のスピーチによれば、カマタンイエイターとよばれる瞑想施設は 1998 年末時点で 500 か所以上あるとされる。(Kyemon, 10 Dec. 1998)
- 10) たとえばレーディ長老の流れをくむものとしては、近年注目を集めているモン州モラミヤイン南方のパウアウツ市に本部をおくパウアウツターヤ瞑想センターが、またマハースイー長老の流れをくむものとしてヤンゴンのチャンメイ瞑想センターなどがある。
- 11) タイについては、林行夫「仏教の多義性」『岩波講座文化人類学 第 11 巻 宗教の現代』岩波書店、1997, p.89 参照。

〈キーワード〉 ミャンマーの瞑想裁判, samathayāna, vipassanāyāna

(東方研究会研究員)